

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）（06-6615-7525）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	改善命令及び一時停止命令（特定地下浸透水を浸透させるおそれがある場合）
概要	水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定事業場から水を排出する者が、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	水質汚濁防止法第13条の2
処分基準	有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む）が、水質汚濁防止法第8条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるとき。 第8条の環境省令で定める要件とは、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により、地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合、当該有害物質が検出されることをいう。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	